市職員募集

募集職種①一般事務②一般事務（土木課程または建築課程履修者）
募集人員①②合わせて若干名
採用予定日平成24年4月1日
※募集職種及び応募資格の詳細は広報ふっさ8月1日号または市ホームページをご覧ください。

【申込書と要項の配布について】
配布期間8月23日㈫までの午前8時30分～午後5時15分（23日㈫は午後4時30分まで）
配布場所職員課人事係（市役所第一棟5階）※ただし、21日㈰のみ商工会館202会議室で配布します。

【募集受付について】
受付期間8月21日㈰～23日㈫午前9時～午後4時30分
受付場所商工会館2階202会議室
申込書類職員採用試験申込書（市指定様式）・履歴書（市指定様式）・卒業証明書または卒業見込証明書・成績証明書※申込書類は、本人が直接持参してください。郵送、電話では受け付けません。なお、申込書類は、お返ししません。

【試験について】
試験日時・場所9月18日㈰午前9時・商工会館3階
試験方法①筆記試験（一般教養）・作文（課題方式）②筆記試験（一般教養、専門試験）
問合せ職員課人事係☎551・1589

平成23年第3回　福生市議会定例会のお知らせ（予定）

【定例会日程】9月5日㈪～30日㈮
【本会議】9月5日㈪～8日㈭・30日㈮
【決算審査特別委員会】9月12日㈪～15日㈭
【常任委員会】9月20日㈫～22日㈭
開会時間【本会議及び常任委員会】午前10時～
【決算審査特別委員会】午前9時～（予定）

なお、常任委員会は、開会後、現地視察がある場合もありますので、委員会の進行状況等は、議会事務局までお問い合わせください。

また、本会議のライブ映像及び録画映像を、市ホームページ内、福生市議会「インターネット中継」にアクセスしてご覧になれます。

問合せ議会事務局庶務係☎551・1523

東日本大震災で福生市に避難されている方への困りごと相談会が開かれます

日時9月5日㈪午後1時30～4時
場所市役所第一棟2階会議室
相談員東京三弁護士会多摩支部所属弁護士
※予約不要です。当日午後1時20分までに来場して受付票を記入してください。
問合せ東京三弁護士会多摩支部☎548・3800

東日本大震災被災地域の企業に勤務していた皆さんへ

未払賃金立替払制度のお知らせ

企業が倒産し、賃金が未払いのまま退職した労働者に対し、その未払賃金総額のうち80％を限度に国が事業主に代わりお支払い（立替払）する制度があります。

労働者の方が死亡、行方不明の場合は、ご遺族、ご家族の方が申請できます。

退職後、6か月以内に認定申請を行なう必要があります。（退職日が平成23年3月11日の場合は、平成23年9月11日が認定期限）

問合せ東京労働局監督課☎03・3512・1612、青梅労働基準監督署☎0428・22・0285

8月の納税のお知らせ

8月は市・都民税（第2期）、国民健康保険税（第2期）、介護保険料（第2期）、後期高齢者医療保険料（第2期）の納期です。

8月31日㈬までに納めてください。口座振替は8月31日㈬の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

問合せ収納課☎551・1578

緊急雇用対策　臨時職員の募集

市では、現下の厳しい雇用情勢への対応として緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を目的に次のとおり臨時職員を募集します。

①環境業務補助臨時職員
募集人員1名
勤務内容資料作成、窓口・電話対応等
応募資格市内在住でパソコン操作（エクセル・ワード）ができる方（現に失業状態にある方）
賃金時給830円

②土木作業臨時職員
募集人員1名
勤務内容公園・緑地の清掃、道路パトロール等の作業
応募資格市内在住の方（現に失業状態にある方）
賃金時給920円

①、②共通事項
雇用期間10月1日～平成24年3月31日
勤務日・時間月～金曜日（週5日）午前9時～午後4時
試験方法面接（日時未定）
申込み8月19日㈮までに、本人が履歴書（写真貼付）を持参のうえ、直接、職員課人事係（市役所第一棟5階）☎551・1589へ。

新築家屋調査のお願いと新築住宅に対する固定資産税減額のお知らせ

平成23年に新築された家屋は、平成24年度から固定資産税・都市計画税が課税されることになります。

このため、課税の根拠となる適正な価格（評価額）を求める必要がありますので、地方税法及び国（総務省）が定める「固定資産評価基準」に基づき、家屋の外部及び内部を調査させていただきます。

調査をお願いする家屋につきましては、職員が調査のお願いにあがりますので、後日都合のよい日時で家屋の調査にご協力をお願いします。

調査は一般的な家屋の場合、30分程度で終了します。

なお、共同住宅や非木造の家屋を新築された場合には、事前に建築図面等の借用をお願いすることもありますので、あわせてご協力をお願いします。

①新築住宅に対する減額措置

新築住宅のうち、専用住宅、または併用住宅（居住部分が全体の2分の1以上のもの）で、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの、あるいは、一戸建て住宅以外の貸家住宅の床面積が、40㎡以上280㎡以下のものについて、居住部分床面積のうち120㎡までの固定資産税の税額を2分の1減額します。

減額する期間は、一般住宅（木造・非木造）が新築後3年度分、中高層耐火建築物（3階建て以上の耐火・準耐火）が新築後5年度分となります。

②長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合の減額措置

新築住宅のうち、①の要件を満たすもので、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定による認定を受けて新築された住宅については、申告により、固定資産税の税額を2分の1減額する期間を、①の新築住宅より2年度分さらに延長します。

減額措置の詳細は、家屋調査の際に説明します。

■家屋を取り壊された場合

平成24年度から取り壊した家屋の固定資産税及び都市計画税が課税の対象外となりますので、課税課資産税係までご連絡ください。

■家屋の用途が変更になった場合（店舗から居宅等）

平成24年度から課税の計算方法が変わる場合がありますので、課税課資産税係までご連絡ください。

問合せ課税課資産税係☎551・1614

9月の無料相談

問合せ秘書広報課広報広聴係☎551・1529※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	7日㈬	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	1日㈭			
相続遺言等暮らしの手続き相談	13日㈫			
法律相談	2日㈮・14日㈬21日㈬・28日㈬			予約制、先着6人（1人30分）※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	15日㈭			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課☎03・5320・7733へ。
税務相談	22日㈭			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	16日㈮	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042・679・1082へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生☎552・5027
金融相談	8日㈭	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会☎551・2927※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談、（☎551・1511市役所代表）、心の相談、成年後見相談・苦情相談、権利擁護相談（☎552・2121福祉センター）、教育相談（直通☎551・7700）

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

納税は　納期内で　元気な福生